

# 碧南市犯罪被害者等支援 ハンドブック



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

令和8年5月

碧南市市民生活部地域協働課



碧南市犯罪被害者支援ハンドブックの他に愛知県が作成した、「犯罪被害者支援ハンドブックあいち(2025年度版)」には、国や愛知県などの相談窓口や支援内容が記載されていますので、参考にして下さい。

## もくじ

### 相談

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 犯罪被害者等支援総合的対応窓口(碧南市)  | 1 |
| 市民法律相談(弁護士)           | 1 |
| 犯罪被害者等支援総合的対応窓口(愛知県)  | 2 |
| 消費生活相談(碧南市消費生活センター)   | 2 |
| DV(配偶者などからの暴力)相談(碧南市) | 2 |
| DV(配偶者などからの暴力)相談(その他) | 3 |
| ひとり親家庭相談              | 3 |

### 犯罪被害者等支援金等

|                      |   |
|----------------------|---|
| 遺族支援金・重傷病支援金・精神療養支援金 | 4 |
|----------------------|---|

### 届出

|               |   |
|---------------|---|
| 死亡届           | 5 |
| 住民票の写しの交付等の制限 | 5 |
| 葬祭費の請求        | 6 |
| 遺族基礎年金(国民年金)  | 6 |

### 住まい

|                |   |
|----------------|---|
| 市営住宅への一時入居(犯罪) | 7 |
| 市営住宅への一時入居(DV) | 7 |
| 県営住宅への優先入居(DV) | 8 |

### 医療・福祉

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 生活保護に関する相談(福祉事務所)           | 9  |
| 生活困窮に関する相談                  | 9  |
| 高齢者福祉の総合的な相談・支援(地域包括支援センター) | 9  |
| 高齢者虐待を発見した場合の通報対応           | 10 |
| 生活福祉資金貸付制度                  | 10 |
| 日常生活自立支援                    | 11 |
| 元気っ子医療費助成制度                 | 11 |
| 健康相談                        | 12 |
| メンタルヘルス相談(精神科医師等による相談)      | 12 |
| エイズ・肝炎ウイルス・梅毒検査             | 13 |
| 介護料の支給等(自動車事故被害者)           | 13 |

## 障がい

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 障害者虐待を発見した場合の通報対応               | 14 |
| 身体障害者手帳の交付                      | 14 |
| 療育手帳の交付                         | 15 |
| 精神障害者保健福祉手帳の交付                  | 15 |
| 特別障害者手当                         | 16 |
| 特別児童扶養手当                        | 16 |
| 障害児福祉手当                         | 17 |
| 障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付等)、障害児通所支援給付 | 17 |
| 自立支援医療(精神通院医療)                  | 18 |
| 自立支援医療(育成医療)                    | 19 |
| 自立支援医療(更生医療)                    | 20 |
| 障害基礎年金(国民年金)(申請受理等)             | 21 |
| 障害者医療費助成制度                      | 21 |
| 後期高齢者福祉医療費助成制度                  | 23 |
| 精神障害者医療費助成制度                    | 24 |
| 高次脳機能障害支援普及事業                   | 26 |

## 子育て

|                   |    |
|-------------------|----|
| 母子家庭等医療費助成制度      | 27 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金     | 28 |
| ひとり親家庭等日常生活支援     | 29 |
| 高等職業訓練促進給付金       | 30 |
| 高等職業訓練促進資金貸付      | 30 |
| 自立支援教育訓練給付金       | 31 |
| 住宅支援資金貸付          | 31 |
| 遺児手当              | 32 |
| 児童扶養手当            | 33 |
| 児童手当              | 33 |
| 子育て短期支援事業         | 34 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 34 |
| 児童虐待を発見した場合の通告対応  | 35 |
| 交通遺児等生活資金貸付       | 35 |

## 学校教育

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 就学援助制度                             | 36 |
| まなびさぽーと高校生(高等学校等奨学金)               | 37 |
| 愛知県高等学校等奨学金の貸与                     | 38 |
| 私立高等学校及び私立専修学校高等課程生徒の授業料軽減補助金      | 38 |
| 私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金          | 38 |
| 私立高等学校全日制課程及び私立専修学校高等課程生徒の入学納付金補助金 | 38 |
| 公立高等学校等奨学給付金                       | 39 |
| 私立高等学校等奨学給付金                       | 39 |
| 私立幼稚園授業料等軽減補助金                     | 39 |

## 相談

| 犯罪被害者等支援総合的対応窓口(碧南市) |   |
|----------------------|---|
| 概要                   | 犯罪被害者等からの相談内容に応じて市役所内の各課や関係機関等と連絡調整を行い、必要な支援に関する情報提供や橋渡しをします。 |
| 対象要件                 | 市内在住の方  |
| 受付時間                 | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口                 | 市民生活部 地域協働課 交通防犯係(市役所2階)<br>電話：0566-95-9873                   |

| 市民法律相談(弁護士) |   |
|-------------|---|
| 概要          | 市民の方からの相談に対して、問題解決の糸口を見つけていただく方法として専門家である弁護士が助言を行います。                                 |
| 対象要件        | <ul style="list-style-type: none"><li>・市内在住・在勤の方</li><li>・相談回数は、同年度に2回までです。</li></ul> |
| 必要書類等       | 相談したい内容に関する資料等  |
| 相談時間        | 予約制(1枠30分)<br>実施日：毎週水曜日(祝日を除く)<br>時間：午後1時～午後4時  |
| その他         | 予約制のため、事前に窓口又は電話にて受付<br>市役所開庁日 午前9時～午後4時<br>(相談日前日の午後4時まで予約受付)                        |
| 担当窓口        | 市民生活部 市民課 戸籍係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9880   |

| 犯罪被害者等支援総合的対応窓口(愛知県) |   |
|----------------------|---|
| 概要                   | 犯罪被害者等からの相談内容に応じて関係機関等の支援制度に関する情報提供や橋渡しを行います。     |
| 対象要件                 | 県内在住の方  |
| 受付時間                 | 県庁開庁日 午前9時～午後5時15分                                |
| 担当窓口                 | 愛知県 防災安全局 県民安全課(本庁舎2階)<br>電話：052-954-7545(専用ダイヤル) |

| 消費生活相談(碧南市消費生活センター) |   |
|---------------------|---|
| 概要                  | 商品やサービスの契約・解約のトラブルなどの消費生活に関する相談を受け付けています。専門の消費生活相談員が、トラブル解決に向けて助言、あつせん、情報提供を行います。相談内容によっては他の専門機関を紹介することがあります。 |
| 対象要件                | 相談者が市内在住・在勤・在学の方  |
| 受付時間                | 市役所開庁日 午後1時～午後4時  |
| 担当窓口                | 碧南市消費生活センター(市役所1階)<br>電話：0566-42-2660   |

| DV(配偶者などからの暴力)相談(碧南市) |  |
|-----------------------|--|
| 概要                    | 相談者に寄り添いながら、必要な情報の提供や関係機関への案内等、問題の解決に向けた支援を行います。また、緊急の避難等、被害者の安全を確保するための支援を行います。 |
| 対象要件                  | DV(配偶者などからの暴力)の被害を受けている方<br>(身に危険が迫っているときは、警察へ通報してください)                          |
| 受付時間                  | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| 担当窓口                  | こども健康部 こども課 こども相談係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9852                                     |

| DV(配偶者などからの暴力)相談(その他) |   |
|-----------------------|---|
| 概要                    | <p>市役所以外の電話相談など</p> <p><b>【DV相談ナビ】</b> 全国共通ダイヤル#8008(はれれば)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お近くの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながります。</li> </ul> <p><b>【DV相談プラス】</b> 電話：0120-279-889(つなぐはやく)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の相談員が対応します。</li> <li>・電話やメール(24時間受付)、チャット(午前12時～午後10時受付)で相談できます。</li> </ul> <p><b>【愛知県男性DV被害者ホットライン】</b> 電話：080-1555-3055</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週土曜日(第5土曜日、祝日、年末年始は除く。)の午後1時～午後4時</li> <li>・愛知県に居住、在勤又は在学している男性のDV被害者を対象としており、男性の臨床心理士が相談を受けます。</li> </ul> |

| ひとり親家庭相談 |  |
|----------|--|
| 概要       | ひとり親の制度の案内、養育費、手続きの流れについて、電話相談・面接相談(面接は原則、事前予約)を行います。相談は母子・父子自立支援員が応じます。 |
| 対象要件     | ひとり親の方(予定の方を含む)、その家族   |
| 受付時間     | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| 担当窓口     | こども健康部 こども課 こども相談係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9852                             |

## 犯罪被害者等支援金等

| 遺族支援金・重傷病支援金・精神療養支援金 |  |
|----------------------|--|
| 概要                   | 犯罪被害に遭った直後の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者及びその遺族の方を対象に支援金を支給します。  |
| 対象要件                 | <p>【遺族支援金】<br/>犯罪等により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族の方</p> <p>【重傷病支援金】<br/>犯罪等により重傷病(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院)を負った犯罪被害者</p> <p>【精神療養支援金】<br/>犯罪等により精神疾患(療養期間3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)を負った犯罪被害者</p> <p>※いずれも、犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、市内在住の方。</p> <p>&lt;遺族の範囲と順位&gt;</p> <p>①配偶者<br/>※事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む</p> <p>②犯罪被害者と同一生計であった子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹<br/>※事実上養子縁組関係と同様の事情にあった方を含む</p> <p>③上記②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹<br/>※犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係があるときや、支援金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合などは支給対象外となることもあります。詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。</p> |
| 金額等                  | <p>【遺族支援金】 30万円</p> <p>【重傷病支援金】 10万円</p> <p>【精神療養支援金】 2万5千円</p> <p>※同一の犯罪等による犯罪被害につき、同一の世帯において支給対象者が複数いる場合又は支給対象者が複数の支給を受ける場合は、支給額の上限を30万円とします。</p>  |
| 必要書類                 | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 受付時間                 | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| その他                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪が対象となります。(例：殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ等の故意により人を死傷させる犯罪行為)</li> <li>・過失による犯罪は対象外です。</li> <li>・令和8年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。</li> <li>・申請期限は、犯罪被害を知った日から1年以内、又は、犯罪被害が発生した日から7年以内となります。</li> </ul>  |
| 担当窓口                 | 市民生活部 地域協働課 交通防犯係(市役所2階)<br>電話：0566-95-9873  |

## 届出

| 死亡届  |   |
|------|---|
| 概要   | 死亡の届出を受理し、埋火葬許可証を交付します。   |
| 対象要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出義務者               <ul style="list-style-type: none"> <li>第1 同居の親族</li> <li>第2 その他の同居者</li> <li>第3 家主・地主、又は家屋若しくは土地の管理人</li> </ul> </li> <li>・届出資格者               <ul style="list-style-type: none"> <li>同居の親族以外の親族、後見人、補助人、任意後見人</li> </ul> </li> </ul> |
| 必要書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届</li> <li>・死亡診断書又は死体検案書</li> </ul>   |
| 受付時間 | 24 時間<br>ただし、市役所開庁時間外は1階の当直で受付  |
| その他  | 死亡の事実を知った日から7日以内  |
| 担当窓口 | 市民生活部 市民課 戸籍係(市役所1階)、市民係(市役所1階)<br>電話：(代表)0566-41-3311 (戸籍係)0566-95-9880 (市民係)0566-95-9881  |

| 住民票の写しの交付等の制限 |   |
|---------------|---|
| 概要            | 配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、住民票の写しや戸籍の附票などの居所を知られるおそれがある証明書の交付制限及び閲覧制限を行います。 |
| 対象要件          | 配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為による被害者に該当し、支援の必要がある旨の意見を、警察等第三者の相談機関からもらえる方                                   |
| 必要書類等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳事務における支援措置申出書</li> <li>・本人確認書類</li> </ul>                         |
| 受付時間          | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| その他           | 支援期間：支援措置の必要性を確認した日から1年間  |
| 担当窓口          | 市民生活部 市民課 住民記録係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9882   |

| 葬祭費の請求 |   |
|--------|---|
| 概要     | 被保険者が死亡した場合、葬儀を行われた方に葬祭費の支給をします。  |
| 対象要件   | 国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者  |
| 必要書類等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金通帳(喪主の名義のもの)</li> <li>・死亡診断書の写し</li> <li>・喪主の氏名が確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)</li> <li>・本人確認書類</li> </ul> |
| 金額等    | 50,000 円  |
| 受付時間   | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口   | 福祉部 国保年金課(市役所1階)<br>国保年金係 電話：0566-95-9891<br>医療係 電話：0566-95-9892  |

| 遺族基礎年金(国民年金) |   |
|--------------|---|
| 概要           | 国民年金の加入者などが亡くなったときに生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受ける年金です。<br>※「子」...18歳到達年度の末日までにある子                                  |
| 受給要件         | 死亡日の前日において、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が、死亡日の前々月までの被保険者期間の3分の2以上あること、または65歳未満であれば死亡日の前々月までの直近1年間に未納がないこと・受給資格期間が25年以上あること |
| 必要書類等        | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 金額等          | 金額は、日本年金機構にお尋ねください。   |
| 受付時間         | 日本年金機構刈谷年金事務所 午前8時30分～午後5時30分<br>国保年金課 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| 担当窓口         | 日本年金機構 ねんきんダイヤル 電話：0570-05-1165<br>日本年金機構 刈谷年金事務所 電話：0566-21-2110<br>福祉部 国保年金課 国保年金係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9893    |

## 住まい

| 市営住宅への一時入居(犯罪) |  |
|----------------|--|
| 概要             | 犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するために、一時的に市営住宅を提供します。   |
| 対象要件           | 原則として、公営住宅法第 23 条第 2 号に規定する住宅困窮要件を満たし、かつ、下記の要件を満たす犯罪被害者<br>①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方<br>②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方 |
| 必要書類等          | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等            | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 受付時間           | 市役所開庁日 午前 9 時～午後 4 時   |
| 担当窓口           | 建設部 建築課 管理係(市役所 2 階)<br>電話：0566-95-9906  |

| 市営住宅への一時入居(DV) |  |
|----------------|--|
| 概要             | DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するために、一時的に市営住宅を提供します。  |
| 対象要件           | 原則として、公営住宅法第 23 条第 2 号に規定する住宅困窮要件を満たすDV被害者   |
| 必要書類等          | 配偶者暴力防止等法第 3 条に規定する配偶者暴力相談支援センター所長又は児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設の施設長による保護したことの証明若しくは裁判所の保護命令の発行通知又は公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書 |
| 金額等            | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 受付時間           | 市役所開庁日 午前 9 時～午後 4 時   |
| 担当窓口           | 建設部 建築課 管理係(市役所 2 階)<br>電話：0566-95-9906  |

| 県営住宅への優先入居(DV) |   |
|----------------|---|
| 概要             | 配偶者からの暴力被害者について、県営住宅への優先入居を行います。                              |
| 対象要件           | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 必要書類等          | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 受付時間           | 月～金 午前8時45分～午後5時30分(祝日・年末年始を除く)                               |
| 担当窓口           | 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室<br>名古屋市中区三の丸3丁目1-2<br>電話：052-954-6581 |

## 医療・福祉

| 生活保護に関する相談(福祉事務所) |  |
|-------------------|--|
| 概要                | 憲法で保障された、最低限度の生活を送るために必要なお金や医療を給付する生活保護に係る相談に応じます。 |
| 対象要件              | 市内在住の方   |
| 受付時間              | 市役所開庁日 午前9時～午後4時                                   |
| 担当窓口              | 福祉部 福祉課 保護係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9883              |

| 生活困窮に関する相談 |   |
|------------|---|
| 概要         | 生活困窮者自立支援制度(自立相談支援、住居確保給付金、一時生活支援、家計改善支援等)に係る相談に応じます。                                     |
| 対象要件       | 市内在住の方  |
| 受付時間       | 月～金 午前8時30分～午後5時30分<br>(祝日・年末年始を除く)   |
| 担当窓口       | 社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会<br>碧南市山神町8丁目35番地(へきなん福祉センター あいくる1階)<br>電話：0566-46-3701 FAX：0566-48-6522 |

| 高齢者福祉の総合的な相談・支援(地域包括支援センター) |  |
|-----------------------------|--|
| 概要                          | 市内に3箇所ある地域包括支援センターで、高齢者やその家族、地域で気になる方の健康・福祉・介護等の悩みや困りごとの相談に応じます。 |
| 対象要件                        | 市内在住の高齢者   |
| 受付時間                        | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| 担当窓口                        | 福祉部 高齢介護課 地域支援係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9890                        |

| 高齢者虐待を発見した場合の通報対応 |   |
|-------------------|---|
| 概要                | 虐待を受けている又は受けている可能性があると思われる場合は、早めに連絡・相談してください。 |
| 受付時間              | 市役所開庁日 午前9時～午後4時                              |
| 担当窓口              | 福祉部 高齢介護課 地域支援係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9890     |

| 生活福祉資金貸付制度 |  |
|------------|--|
| 概要         | 失業等からの生活再建を目的とする総合支援資金や教育支援資金、福祉資金、緊急小口資金等、世帯の状況と必要に合わせた資金を無利子又は低利子で貸付し、相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図るための制度です。 |
| 対象要件       | 支援により自立した生活ができると認められる低所得世帯、障がい者の属する世帯又は高齢者の属する世帯   |
| 金額等        | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 受付時間       | 月～金 午前8時30分～午後5時30分<br>(祝日・年末年始を除く)  |
| 担当窓口       | 社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会<br>碧南市山神町8丁目35番地 (へきなん福祉センター あいくる1階)<br>電話：0566-46-3701 FAX：0566-48-6522                     |


| 日常生活自立支援 |  |
|----------|--|
| 概要       | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち自らの判断能力に不安のある方を対象に介護・福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行います。                  |
| 対象要件     | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者   |
| 利用者負担    | 福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理 1回 1,400円<br>書類等の預かりサービス 月額 250円                                       |
| 受付時間     | 月～金 午前8時30分～午後5時30分<br>(祝日・年末年始を除く)  |
| 担当窓口     | 社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会<br>碧南市山神町8丁目35番地 (へきなん福祉センター あいくる1階)<br>電話：0566-46-3701 FAX：0566-48-6522 |

| 元気っ子医療費助成制度 |   |
|-------------|---|
| 概要          | 保険診療による医療費の一部負担金を助成します。   |
| 対象要件        | 市内在住の18歳到達後の3月31日までの方<br>【次のいずれかに該当する場合は対象外】<br>・健康保険等に加入していない方<br>・生活保護を受けている方<br>・児童福祉法に基づく施設入所措置を受けている方<br>・法令等の規定により、子ども医療と同等な医療に関する給付を受けている方 |
| 必要書類等       | ・子どもの加入医療保険の情報が確認できるもの<br>・届出者の本人確認書類   |
| 金額等         | 保険診療による医療費の一部負担金<br>※ただし、ご加入の健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合、その金額を除く。   |
| 受付時間        | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口        | 福祉部 国保年金課 医療係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9892   |

| 健康相談 |   |
|------|---|
| 概要   | 保健師・栄養士・歯科衛生士による、こころや身体の健康相談を、電話又は面接(面接は原則、事前予約)にて行っています。 |
| 対象要件 | 市内在住の方  |
| 受付時間 | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口 | こども健康部 健康課 (碧南市保健センター)<br>電話：0566-48-3751                 |

| メンタルヘルス相談(精神科医師等による相談) |  |
|------------------------|--|
| 概要                     | 精神的な悩みを抱える本人や家族等の相談に精神保健福祉士、保健師等が応じます。   |
| 対象要件                   | 市内在住の方   |
| その他                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉相談員・保健師による相談<br/>開催日：月曜日から金曜日まで(祝祭日、年末年始を除く)<br/>時 間：午前9時から午後4時30分(午後0時から午後1時を除く)<br/>方 法：電話又は来所面接(来所面接は予約制)</li> <li>・精神科医師による相談<br/>※予約制のため、詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。</li> </ul> |
| 担当窓口                   | 衣浦東部保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ<br>電話：0566-21-9337  |

| エイズ・肝炎ウイルス・梅毒検査 |   |
|-----------------|---|
| 概要              | エイズ、梅毒、B型肝炎及びC型肝炎について検査を行います。   |
| 金額等             | 無料  |
| 受付時間            | 愛知県ホームページにてご確認ください。   |
| その他             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●H I V及び梅毒<br/>匿名・要予約※検査結果証明書の発行可(有料)</li> <li>●B型肝炎及びC型肝炎<br/>匿名不可・要予約</li> </ul> |
| 担当窓口            | 衣浦東部保健所 生活環境安全課<br>電話：0566-21-4797  |

| 介護料の支給等（自動車事故被害者） |  |
|-------------------|--|
| 概要                | 自動車事故により、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄等日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要な状態の方に介護料を支給します。   |
| 支給対象者             | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等               | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 担当窓口              | <p>ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）名古屋主管支所<br/>名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル8階<br/>電話：052-218-3017 FAX：052-218-3018</p> <div style="text-align: right;"> <br/>           &lt;ナスバ HP&gt;         </div> |

## 障がい

| 障害者虐待を発見した場合の通報対応 |   |
|-------------------|---|
| 概要                | 虐待を受けている又は受けている可能性があると思われる障がい者を発見したら、早めに連絡・相談してください。  |
| 受付時間              | 365日24時間対応します。<br>(生命の危険など緊急性が高い場合は、警察(110番)又は救急(119番)へ連絡をお願いします。)  |
| 担当窓口              | <p>【平日の午前9時から午後4時まで】<br/>碧南市障害者虐待防止センター(福祉部 福祉課 社会福祉係内(市役所1階))<br/>碧南市松本町28番地<br/>TEL: 0566-41-3377</p> <p>【平日の夜間・土日祝日】<br/>社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会<br/>TEL: 090-3833-4701 (平日の夜間・土日祝日)</p> |

| 身体障害者手帳の交付 |   |
|------------|---|
| 概要         | 身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある方に対し、身体障害者手帳を交付します。                   |
| 対象要件       | 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがある方                                   |
| 必要書類等      | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。                                       |
| 受付時間       | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口       | 福祉部 福祉課 社会福祉係 (市役所1階)<br>電話: 0566-95-9884 FAX: 0566-48-2940 |

| 療育手帳の交付 |  |
|---------|--|
| 概要      | 「愛知県療育手帳制度実施要綱」に基づいて知的障害者であると判定された場合に、療育手帳を交付します。          |
| 対象要件    | おおむね 18 歳以前に知的機能障害が認められ、それが継続している方                         |
| 必要書類等   | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。                                      |
| 受付時間    | 市役所開庁日 午前 9 時～午後 4 時                                       |
| 担当窓口    | 福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所 1 階)<br>電話：0566-95-9884 FAX：0566-48-2940 |

| 精神障害者保健福祉手帳の交付 |   |
|----------------|---|
| 概要             | 精神保健福祉法により日常生活や社会生活に障がいのある精神疾患の方に精神障害者保健福祉手帳を交付します。手帳の等級は 1・2・3 級があります。 |
| 対象要件           | 精神障がいのため長期に日常生活または社会生活に制約があり、初診日から 6 か月以上経過している方                        |
| 必要書類等          | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 受付時間           | 市役所開庁日 午前 9 時～午後 4 時  |
| その他            | 有効期限は 2 年<br>有効期限の終期の 3 か月前から更新手続が可能                                    |
| 担当窓口           | 福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所 1 階)<br>電話：0566-95-9884 FAX：0566-48-2940              |

| 特別障害者手当 |  |
|---------|--|
| 概要      | 日常生活に常時特別の介護が必要な 20 歳以上の重度障害者に手当を支給します。  |
| 対象要件    | 国が示す支給基準に合致する方(医師の診断書により判断)  |
| 必要書類等   | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等     | 国が定める額(一部愛知県の加算あり)   |
| 受付時間    | 市役所開庁日 午前 9 時～午後 4 時   |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 ヶ月以上の入院及び施設入所の方は除く</li> <li>・ 実費で医師の診断書料が必要</li> <li>・ 申請の翌月から支給(支給月：5 月、8 月、11 月、2 月)</li> <li>・ 所得制限あり</li> </ul> |
| 担当窓口    | 福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所 1 階)<br>電話：0566-95-9884 FAX：0566-48-2940   |

| 特別児童扶養手当 |  |
|----------|--|
| 概要       | 心身に中度以上の障がいがある 20 歳未満の児童を養育する方に支給します。                      |
| 対象要件     | 心身に中度以上の障がいがある 20 歳未満の児童を養育する方(ただし、所得制限あり)                 |
| 必要書類等    | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。                                      |
| 受付時間     | 市役所開庁日 午前 9 時～午後 4 時                                       |
| 担当窓口     | 福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所 1 階)<br>電話：0566-95-9884 FAX：0566-48-2940 |

| 障害児福祉手当 |  |
|---------|--|
| 概要      | 日常生活に常時特別の介護が必要な20歳未満の重度障害児に手当を支給します。  |
| 対象要件    | 国が示す支給基準に合致する方(医師の診断書により判断)  |
| 必要書類等   | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等     | 国が定める額(一部愛知県の加算あり)   |
| 受付時間    | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実費で医師の診断書料が必要</li> <li>・申請の翌月から支給(支給月:5月、8月、11月、2月)</li> <li>・所得制限あり(世帯)</li> <li>・施設入所者は除く</li> </ul> |
| 担当窓口    | 福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所1階)<br>電話:0566-95-9884 FAX:0566-48-2940   |

| 障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付等)、障害児通所支援給付 |  |
|---------------------------------|--|
| 概要                              | 障がい者及び障がい児が、日常生活又は社会生活を営む上で、必要な障害福祉サービスに係る相談・申請受付・給付を行います。                                   |
| 対象要件                            | 身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者に該当する方<br>※障害者手帳の取得に至ってなくてもサービスを利用できる場合があります。要件については下記担当窓口までお問い合わせください。 |
| 必要書類等                           | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 利用者負担                           | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 受付時間                            | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| その他                             | 申請後、計画相談事業所にて面談し、利用計画書を作成してもらう必要があります。   |
| 担当窓口                            | 福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所1階)<br>電話:0566-95-9884 FAX:0566-48-2940                                     |

| 自立支援医療(精神通院医療) |  |
|----------------|--|
| 概要             | 精神にかかる疾病を継続的に治療するために必要となる通院医療を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができます。 |
| 対象要件           | 精神的な病気の治療のために精神科、心療内科等に通院している方                               |
| 必要書類等          | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等            | 世帯の収入(市民税額等)に応じた自己負担金が必要です。<br>※一定以上の所得のある方は対象外となる場合があります。   |
| 受付時間           | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| その他            | 有効期間は1年<br>有効期間の終期の3か月前から手続が可能                               |
| 担当窓口           | 福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9884FAX：0566-48-2940      |

| 自立支援医療(育成医療) |  |
|--------------|--|
| 概要           | 18歳未満の子どもで生まれつき身体に障害がある、又は生まれつきの障害や病気を放置すると将来において身体に障害を残すと認められる場合で、手術などを行うことにより、治癒又は障害が軽減されると医師が判定した時にその医療費を公費で負担します。                          |
| 対象要件         | 満18歳未満の方で育成医療を必要とする方   |
| 必要書類等        | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等          | 世帯の収入(市民税額等)に応じた自己負担金が必要です。<br>※一定以上の所得のある方は対象外となる場合があります。   |
| 受付時間         | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| その他          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成医療の適応年齢は18歳未満です。</li> <li>・育成医療は更生医療指定機関(県が指定)において行われる医療が対象です。</li> <li>・給付期間を限定した医療給付です。</li> </ul> |
| 担当窓口         | 福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9884 FAX：0566-48-2940   |

| 自立支援医療(更生医療) |   |
|--------------|---|
| 概要           | <p>一般医療によってすでに治癒した18歳以上の身体障害者に対して、障害を軽減・除去して、その日常生活能力又は職業能力を回復させることを目的とする医療について、医療費の補助が受けられます。</p> <p>更生医療の対象は、臨床症状が消去し、永続するようになった「障害そのもの」であり、疾病を対象とする一般医療とは一線を画されることとなります。</p> |
| 対象要件         | 18歳以上の方で身体障害者手帳を保持し、更生医療を必要とする方   |
| 必要書類等        | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 金額等          | <p>世帯の収入(市民税額等)に応じた自己負担金が必要です。</p> <p>※一定以上の所得のある方は対象外となる場合があります。</p>   |
| 受付時間         | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| その他          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生医療の適用年齢は、18歳以上です。</li> <li>・更生医療は更生医療指定機関(県が指定)において行われる医療が対象です。</li> <li>・給付期間を限定した医療給付です。</li> </ul>                                 |
| 担当窓口         | <p>福祉部 福祉課 社会福祉係(市役所1階)</p> <p>電話：0566-95-9884 FAX：0566-48-2940</p>   |

| 障害基礎年金(国民年金)(申請受理等) |  |
|---------------------|--|
| 概要                  | 国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やケガによって、一定の障害の状態になった方が受けられます。   |
| 受給要件                | 国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やケガによって、一定の障害の状態となり保険料納付要件を満たしている方  |
| 必要書類等               | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等                 | 金額は、日本年金機構にお尋ねください。<br>※身体障害者手帳等の等級とは異なります。  |
| 担当窓口                | 日本年金機構 ねんきんダイヤル 電話：0570-05-1165<br>日本年金機構 刈谷年金事務所 電話：0566-21-2110<br>福祉部 国保年金課 国保年金係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9893 |

| 障害者医療費助成制度 |   |
|------------|---|
| 概要         | 保険診療による医療費の一部負担金を助成します。   |
| 対象要件       | <p>市内在住で、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級の方</li> <li>・身体障害者手帳4級でじん臓機能障害の方</li> <li>・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方</li> <li>・療育手帳AまたはB判定の方(IQ50以下)</li> <li>・医師により自閉症状群と診断された方</li> </ul> <p>【次のいずれかに該当する場合は対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険等に加入していない方</li> <li>・生活保護を受けている方</li> <li>・後期高齢者医療制度の対象となる方(75歳以上の方又は身体障害者手帳1級から3級又は療育手帳A判定をお持ちで65歳以上の方)は、障害者福祉医療制度の助成の対象から除かれます。ただし、後期高齢者医療制度に加入することにより、後期高齢者福祉医療制度の該当となります。</li> </ul> |
| 必要書類等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の資格が確認できるもの</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳または診断書(自閉症状群と診断された方のみ)</li> </ul>   |

|      |   |
|------|---|
| 金額等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険診療による医療費の自己負担分を支給</li> <li>・ 愛知県内の医療機関にかかるときは健康保険の資格が確認できるものと障害者医療費受給者証を一緒に医療機関の窓口で提示してください。保険診療による医療費の自己負担分が無料になります(食事の自己負担分を除く)。<br/>※ただし、ご加入の健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合、その金額を除く。</li> <li>・ 薬の容器代、差額ベッド、部屋代など保険の効かないものは実費となります。</li> </ul>   |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者証の有効期間は、申請月の初日又は障害者医療の要件に該当した日から、手帳などの有効期限または受給者証一斉更新の年度の7月末日までです。</li> <li>・ 更新手続きに必要なものは、下記担当窓口にお問い合わせ下さい。</li> <li>・ 身体障害者手帳3級以上、療育手帳A判定の方が、65歳に到達して引き続き福祉医療の助成を受けるときは、後期高齢者医療制度に加入する手続きが必要です。</li> <li>・ 愛知県以外の医療機関にかかったときや補装具を作ったときは、下記担当窓口で医療費の払い戻しの申請ができます。</li> <li>・ 医療費の払い戻しに必要なものは、下記担当窓口にお問い合わせ下さい。</li> <li>・ 健康保険の資格が変わったり、受給資格がなくなったにもかかわらず届け出をせずに使用したときは、かかった医療費の全部又は一部を返していただくことがありますので、ご注意ください。</li> <li>・ 受給資格がなくなったときは、受給者証の返却をお願いします。</li> </ul> |
| 受付時間 | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口 | 福祉部 国保年金課 医療係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9892   |

| 後期高齢者福祉医療費助成制度 |  |
|----------------|--|
| 概要             | 保険診療による医療費の一部負担金を助成します。  |
| 対象要件           | <p>市内在住の後期高齢者医療の被保険者で以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者医療に該当する障害がある方</li> <li>・ 戦傷病者</li> <li>・ 母子家庭等医療に該当する母子、父子家庭の養育者</li> <li>・ 精神障害者医療に該当する障害がある方</li> <li>・ 入院して行われる精神障害の医療を受けている方</li> <li>・ ねたきり高齢者または認知症高齢者で市民税が非課税世帯の方</li> </ul> <p>※ねたきり高齢者とは要介護度4または5と認定された方で、生活介護を3か月以上継続して受けている方</p> <p>※認知症高齢者とは、重度または中度の認知症の状態生活介護を3か月以上継続して受けている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり暮らしの方(市民税が非課税で税法上の扶養に入っていない方)</li> </ul> <p>※同一の建物、同一の敷地または隣接地に親族等がおらず、親族から経済的な援助を受けていない方</p> <p><b>【次のいずれかに該当する場合は対象外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療制度に加入していない方</li> <li>・ 生活保護を受けている方</li> </ul> |
| 必要書類等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険の資格が確認できるもの</li> <li>・ その他、認定要件によって異なるので事前にお問い合わせください。</li> </ul>   |
| 金額等            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険診療による医療費の一部負担金</li> <li>・ 愛知県内の医療機関にかかる時は健康保険の資格が確認できるものと後期高齢者福祉医療費受給者証を一緒に医療機関の窓口で提示してください。保険診療による医療費の自己負担分が無料になります(食事の自己負担分を除く)。</li> <li>・ 精神障害者福祉手帳1・2級を所持していない方が入院して行われる精神障害の医療を受けている場合は、いったん医療機関の窓口で医療費をお支払いいただき、申請により後日、口座へ払い戻しをさせていただきます。</li> <li>・ 薬の容器代、差額ベッド、部屋代など保険の効かないものは実費となります。</li> </ul>   |
| 受付時間           | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |

|      |  |
|------|--|
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県以外の医療機関にかかったときや補装具を作ったときは、下記担当窓口で医療費の払い戻しの申請ができます。</li> <li>・医療費の払い戻しに必要なものは、下記担当窓口にお問い合わせ下さい。</li> <li>・払い戻しの際には、高額療養費等の有無を確認し高額療養費が発生している場合は、その金額を差し引いて支給します。</li> <li>・健康保険の資格が変わったり、受給資格がなくなったにもかかわらず届け出をせずに使用したときは、かかった医療費の全部又は一部を返していただくことがありますので、ご注意ください。</li> <li>・受給資格がなくなったときは、受給者証の返却をお願いします。</li> </ul> |
| 担当窓口 | 福祉部 国保年金課 医療係(市役所 1 階)<br>電話：0566-95-9892  |

| 精神障害者医療費助成制度 |  |
|--------------|--|
| 概要           | 保険診療による医療費の一部負担金を助成します。  |
| 対象要件         | <p>市内在住で、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者保健福祉手帳(1、2級)をお持ちの方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者医療費(全疾病)の受給対象となり、保険診療にかかる医療費の自己負担分が助成されます。</li> </ul> </li> <li>●自立支援医療受給者証(精神通院)受給者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・碧南市精神障害者医療費の受給対象となり、自立支援医療(精神通院)にかかる医療費の自己負担分が助成されます。</li> </ul> </li> <li>●病院等で入院して精神障害の医療を受けている方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院中の精神障害にかかる医療費の自己負担分の2分の1が助成されます。</li> </ul> </li> </ul> <p>【次のいずれかに該当する場合は対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険等に加入していない方</li> <li>・生活保護を受けている方</li> <li>・後期高齢者医療制度の対象となる方(75歳以上の方又は精神障害者保健福祉手帳(1、2級)をお持ちで65歳以上の方)は、精神障害者福祉医療制度の助成の対象から除かれます。ただし、後期高齢者医療制度に加入することにより、後期高齢者福祉医療制度の該当となります。</li> </ul> |
| 必要書類等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者医療費(全疾病)又は碧南市精神障害者医療費の受給対象の方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の資格が確認できるもの</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証(精神通院)</li> </ul> </li> <li>●病院等で入院して精神障害の医療を受けている方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の資格が確認できるもの</li> <li>・診断書</li> </ul> </li> </ul>  |

|      |   |
|------|---|
| 金額等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者医療費(全疾病)の受給者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県内の医療機関にかかるときは健康保険の資格が確認できるものと精神障害者医療費(全疾病)受給者証を一緒に医療機関の窓口に表示してください。保険診療による医療費の自己負担分が無料になります(食事の自己負担分を除く)。</li> <li>・文書料、薬の容器代、差額ベッド、部屋代等保険の効かないものは実費となります。</li> </ul> </li> <li>※ただし、ご加入の健康保険組合等から高額療養費等が支給される場合、その金額を除く。</li> <li>●碧南市精神障害者医療費(精神通院)の受給者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療(精神通院)の指定医療機関にかかるときに健康保険の資格が確認できるものと碧南市精神障害者医療費受給者証を一緒に医療機関の窓口に表示してください。自立支援医療(精神通院)にかかる保険診療による医療費の自己負担分が無料になります。</li> <li>・文書料、薬の容器代等保険の効かないものは実費となります。</li> </ul> </li> <li>●病院等で入院して精神障害の医療を受けている方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院中の精神障害にかかる医療費の自己負担分の2分の1が後日払い戻しにより助成されます。</li> <li>・入院先で医療費を支払った後、精神障害者医療費支給申請書、「マイナ保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」のいずれか、通帳、高額療養費支給決定通知(碧南市国民健康保険以外の健康保険組合に加入していて該当する方)を医療担当へ持参してください。</li> <li>・保険診療による医療費の自己負担分(食事の自己負担分を除く。)の2分の1を支給します。高額療養費等の支給が健康保険からあった場合は、その分を差し引いて計算します。</li> <li>・薬の容器代、差額ベッド、部屋代等保険の効かないものは実費となります。</li> <li>・退院され、再入院した場合は、再度診断書が必要です。</li> </ul> </li> </ul> |
| 受付時間 | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証の有効期間は、申請月の初日又は精神障害者医療の要件に該当した日から、手帳などの有効期限までです。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳(1、2級)の方が、65歳に到達して引き続き福祉医療の助成を受けるときは、後期高齢者医療制度に加入する手続きが必要です。</li> <li>・愛知県以外の医療機関にかかったときや精神障害者医療費(全疾病)受給者が補装具を作ったときは、下記担当窓口で医療費の払い戻しの申請ができます。</li> <li>・医療費の払い戻しに必要なものは、下記担当窓口にお問い合わせ下さい。</li> <li>・健康保険の資格が変わったり、受給資格がなくなったにもかかわらず届け出をせずに使用したときは、かかった医療費の全部又は一部を返していただくことがありますのでご注意ください。</li> <li>・受給資格がなくなったときは、受給者証の返却をお願いします。</li> </ul>  |

|      |   |
|------|---|
| 担当窓口 | 福祉部 国保年金課 医療係(市役所 1 階)<br>電話 : 0566-95-9892 |
|------|---|

|               |  |
|---------------|--|
| 高次脳機能障害支援普及事業 |  |
| 概要            | 高次脳機能障がいのある方及びその家族からの相談に応じます。  |
| 担当窓口          | なごや高次脳機能障害支援センター(名古屋市総合リハビリテーションセンター内)<br>名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1 番地の 2<br>TEL : 052-835-3814(直通) |

## 子育て

| 母子家庭等医療費助成制度 |   |
|--------------|---|
| 概要           | 保険診療による医療費の一部負担金を助成します。   |
| 対象要件         | <p>碧南市に住所を有し、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭の母と児童</li> <li>・父子家庭の父と児童</li> <li>・父母のいない児童</li> </ul> <p>児童とは18歳以下(高等学校卒業まで)の方です。<br/>         児童扶養手当一部支給停止所得制限額を超えた場合は対象になりません。<br/>         (所得限度額は扶養している人数によって異なります。扶養1人の場合は246万円未満が対象。所得には養育費の8割が算定されます。)</p> <p><b>【次のいずれかに該当する場合は対象外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険等に加入していない方</li> <li>・生活保護を受けている方</li> <li>・法令等の規定により、母子家庭等医療と同等な医療に関する給付を受けている方</li> </ul> |
| 必要書類等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の資格がわかるもの</li> <li>・戸籍謄本(児童扶養手当の申請をした方はその写し)</li> <li>・所得証明書またはマイナンバーのわかるもの(1月1日に碧南市以外にお住まいだった方のみ)</li> </ul>   |
| 金額等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険診療による医療費の一部負担金</li> <li>・愛知県内の医療機関にかかるには健康保険の資格がわかるものと母子家庭等医療費受給者証を一緒に医療機関の窓口に提示してください。保険診療による医療費の自己負担分が無料になります(食事の自己負担分を除く)。</li> <li>・薬の容器代、差額ベッド、部屋代など保険の効かないものは実費となります。</li> </ul>  |
| 有効期間         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証の有効期間は、申請月の初日又は母子家庭等に該当した日から、毎年10月31日までとなります。</li> <li>・児童が18歳に到達する年度末まで、母子家庭等の世帯に当てはまる父母(または養育者)と児童は、申請により受給資格を持つことができます。</li> <li>・小学校就学未満の児童で、子ども医療費受給者証をお持ちの方は、小学校就学時から母子家庭等医療費受給者証に切り替わります。</li> </ul>   |
| 受付時間         | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |

|      |   |
|------|---|
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新対象の方には、毎年度の10月上旬に更新申請書を送付します。</li> <li>・所得判定により、児童扶養手当の本人の限度額以内であれば、引き続き受給資格を更新することができます。養育費の8割が所得として加算されます。</li> <li>・児童と別居している方は、申立書の記入が必要です。</li> <li>・更新手続きに必要なものや要件は、下記担当窓口にお問い合わせ下さい。</li> <li>・愛知県以外の医療機関にかかったときや補装具を作ったときは、下記担当窓口で医療費の払い戻しの申請ができます。払い戻しに必要なものは、下記担当窓口にお問い合わせ下さい。</li> <li>・碧南市国民健康保険以外の保険に加入している方で、医療費が高額となる場合は、健康保険の保険者からの支給決定通知書も必要となります。</li> <li>・健康保険の資格が変わったり、受給資格がなくなったにもかかわらず届け出をせずに使用したときは、かかった医療費の全部又は一部を返していただくことがありますので、ご注意ください。</li> <li>・受給資格がなくなったときは、受給者証の返却をお願いします。</li> </ul> |
| 担当窓口 | 福祉部 国保年金課 医療係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9892   |

| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 |   |
|---------------|---|
| 概要            | 母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行っています。 |
| 対象要件          | 母子・父子自立支援員による面接（事前予約）が必要です。<br>貸付資金の種類により異なるため、下記担当窓口までお問い合わせください。              |
| 必要書類等         | 貸付資金の種類により異なるため、下記担当窓口までお問い合わせください。   |
| 金額等           | 貸付資金の種類により異なるため、下記担当窓口までお問い合わせください。   |
| 受付時間          | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口          | こども健康部 こども課 こども相談係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9852                                    |

| ひとり親家庭等日常生活支援 |  |
|---------------|--|
| 概要            | 母子家庭、父子家庭及び寡婦が修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の変化により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して児童の保育や食事の世話等を行います。              |
| 対象要件          | 碧南市内に住む母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦で、日常生活を営むのに支障が生じており(技能習得のための通学、就職活動、疾病、生活環境の激変等、社会通念上必要と認められる事由による)、一時的に生活援助を必要とされる方。<br>※利用日数は1か月あたり原則5日以内です。 |
| 利用方法          | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 利用者負担         | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 受付時間          | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| 提出先           | 市役所1階 こども課   |
| 担当窓口          | こども健康部 こども課 こども相談係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9852   |

| 高等職業訓練促進給付金 |   |
|-------------|---|
| 概要          | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を支援するため、資格取得のための養成機関で修業した場合、受講期間のうち一定期間について支給します。  |
| 対象要件        | 市内在住の方で、次の全ての要件を満たす方<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員(碧南市役所内こども課)への事前面接が必要</li> <li>・児童扶養手当を受けているか又は同様の所得水準であること</li> <li>・養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること</li> <li>・就業又は育児と修業との両立が困難であると認められるもの</li> <li>・この給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないもの</li> </ul> |
| 対象となる資格     | 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格等   |
| 必要書類等       | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 金額等         | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 受付時間        | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口        | こども健康部 こども課 こども相談係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9852  |

| 高等職業訓練促進資金貸付 |   |
|--------------|---|
| 概要           | 高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方に対して、入学準備金(上限50万円)、就職準備金(上限20万円)の貸付を行っています。この貸付金は、資格を取得した日から1年以内に資格を活かして就職し、継続し5年間従事した場合は貸付金の返還が免除となります。訓練期間が6か月以上12か月未満の場合、入学準備金(上限25万円)、就職準備金(上限10万円)。 |
| 対象要件         | 高等職業訓練促進給付金の相談面接の際に、母子・父子自立支援員より説明いたします。  |
| 必要書類等        | 高等職業訓練促進給付金の相談面接の際に、母子・父子自立支援員より説明いたします。  |
| 金額等          | 高等職業訓練促進給付金の相談面接の際に、母子・父子自立支援員より説明いたします。  |
| 担当窓口         | こども健康部 こども課 こども相談係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9852  |

| 自立支援教育訓練給付金 |  |
|-------------|--|
| 概要          | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講した場合、自立支援教育訓練給付金を支給します。   |
| 対象要件        | 碧南市内在住の方で、次の全ての要件を満たす方<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること</li> <li>・講座を申し込む前に事前面談が必要</li> </ul> |
| 対象講座        | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 必要書類等       | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等         | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 受付時間        | 市役所開庁日 午前8時30分～午後5時  |
| 担当窓口        | こども健康部 こども課 こども相談係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9852   |

| 住宅支援資金貸付 |  |
|----------|--|
| 概要       | 住宅支援資金は、ひとり親家庭の方(所得要件あり)が母子父子自立支援プログラムの策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む場合に、住居費支援として12か月の範囲内で住宅の家賃の実費(上限あり)を貸し付ける事業です。この貸付金は、現に就業していない方が貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合は貸付金の返還が免除となります。 |
| 対象要件     | 母子父子自立支援プログラム策定については、母子・父子自立支援員(碧南市役所内こども課)への事前相談が必要です。<br>詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 必要書類等    | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等      | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 担当窓口     | 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会<br>電話：052-915-8862  |

| 遺児手当  |   |
|-------|---|
| 概要    | ひとり親家庭で、18歳以下の児童を監護している方に、手当を支給します。   |
| 対象要件  | 両親又は父親若しくは母親のどちらかがいない（父又は母の重度障がい者を含む）18歳以下（到達年度末まで）の児童を養育している方に支給します。<br>所得制限等ありますので、詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。<br>※施設入所児童は除かれます。<br>※公的年金支給の方は支給されません。【愛知県遺児手当】 |
| 必要書類等 | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 金額等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●碧南市すこやか手当<br/>児童1人につき 月額2,500円</li> <li>●愛知県遺児手当<br/>児童1人につき 月額4,350円<br/>※支給期間は5年間です。3年経過後から月額2,175円</li> </ul>    |
| 受付時間  | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口  | こども健康部 こども課 子育て支援係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9886  |


| 児童扶養手当  |   |
|---------|---|
| 概要      | ひとり親家庭で、18歳以下の児童を監護している方に、手当を支給します。<br>※児童扶養手当は制度が複雑ですので、必ず申請者ご本人に窓口にお越し<br>ただいて事前確認を行い、制度の説明をしております。申請は、その後必<br>要書類を用意していただいたからの手続きとなります。                              |
| 対象要件    | 両親又は父親若しくは母親のどちらかがいない（父又は母の重度障がい者<br>を含む）18歳以下（到達年度末まで）の児童を養育している方に支給します。<br>所得制限等ありますので、詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。<br>※施設入所児童は除かれます。<br>※心身に中度以上の障がいのある児童は20歳未満まで支給が延長されます。 |
| 必要書類等   | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 金額等     | ・児童1人の場合<br>月額48,090円（一部支給：所得に応じ、月額11,350円～48,080円）<br>・2人目以降<br>児童1人増すごとに月額11,360円加算（一部支給：所得に応じ、月額5,690<br>円～11,350円加算）  |
| 所得制限限度額 | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 受付時間    | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 担当窓口    | こども健康部 こども課 子育て支援係（市役所1階）<br>電話：0566-95-9886  |

| 児童手当  |  |
|-------|--|
| 概要    | 18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方に対し<br>て、手当を支給します。 |
| 対象要件  | 日本国内に居住する18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育し<br>ていること     |
| 必要書類等 | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。                            |
| 金額等   | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。                            |
| 受付時間  | 市役所開庁日 午前9時～午後4時                                 |
| 担当窓口  | こども健康部 こども課 子育て支援係（市役所1階）<br>電話：0566-95-9886     |

| 子育て短期支援事業 |  |
|-----------|--|
| 概要        | 子育て中の家庭で、保護者が入院、出産、育児疲れ等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に児童福祉施設等にてお預かりします。(原則7日以内) |
| 対象要件      | 市内在住の18歳未満の児童の保護者  |
| 必要書類等     | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 利用者負担等    | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 受付時間      | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| 担当窓口      | こども健康部 こども課 こども相談係(市役所1階)<br>電話：0566-95-9852   |

| ファミリー・サポート・センター事業 |   |
|-------------------|---|
| 概要                | 地域の中で子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と子育てのお手伝いができる方(協力会員)が会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を有償で行う会員制の組織です。保育施設などへの送り迎えや、保護者の通院、冠婚葬祭またはリフレッシュしたいときにお子さんの預かりを行います。利用するには会員登録が必要です。              |
| 対象要件              | 依頼会員：市内に在住又は在勤、在学で、子育ての手助けをしてほしい方。対象の子どもは0歳(おおむね4か月)から中学3年生までです。<br>協力会員：市内に在住し、子育てのお手伝いができる方で心身ともに健康な方。子育て家庭を応援してくれる気持ちのある方で、講習に参加いただける方。<br>両方会員…依頼会員・協力会員の両方を兼ねる方。 |
| 必要書類等             | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 金額等               | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 受付時間              | 午前9時30分～午後6時(水曜日(水曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始は除く)   |
| 提出先               | へきなんファミリー・サポート・センター   |
| 担当窓口              | へきなんファミリー・サポート・センター<br>碧南市山神町8丁目35番地(へきなん福祉センター あいくる1階)<br>電話：0563-57-5007 FAX：0563-57-5040   |

| 児童虐待を発見した場合の通告対応 |   |
|------------------|---|
| 概要               | 虐待を受けている又は受けている可能性があると思われる家庭や児童を発見したら、こども課家庭児童相談室又は児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく・24時間対応）に連絡をしてください。内容に応じて関係機関と連携をとりながら対応します。   |
| その他              | 次のようなことに気付いたら、連絡・相談してください。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・たたく、ける等子どものからだを傷つける：身体的虐待</li> <li>・子どもをどなりつける、なじる等心を傷つける：心理的虐待</li> <li>・性的いたづらを強要する：性的虐待</li> <li>・食事を与えない、ひどく不潔にする：育児放棄(ネグレクト)</li> </ul> ※相談の秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。 |
| 受付時間             | 市役所開庁日 午前8時30分～午後5時30分  |
| 担当窓口             | こども健康部 こども課 家庭児童相談室(市役所1階)<br>電話：0566-41-8810   |

| 交通遺児等生活資金貸付 |   |
|-------------|---|
| 概要          | 自動車事故により、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要な状態の方に介護料を支給しています。   |
| 支給対象者       | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 金額等         | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。   |
| 担当窓口        | ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）名古屋主管支所<br>名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル8階<br>電話：052-218-3017 FAX：052-218-3018 <div style="text-align: right;"> <br/>           &lt;ナスバ HP&gt;         </div> |

## 学校教育

| 就学援助制度 |   |
|--------|---|
| 概要     | 経済的な理由でお子さんの市立小中学校への就学にお困りの方に、学校給食費、学用品費等、学校での学習に必要な費用の一部を援助します。  |
| 対象要件   | <p>碧南市に住所を有し、かつ、小学校、中学校又は義務教育学校に在学する児童又は生徒の保護者で次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受給している。</li> <li>・生活保護が停止又は廃止されたが、生活に困窮している。</li> <li>・市民税が非課税又は減免された。</li> <li>・個人事業税又は固定資産税が減免された。</li> <li>・国民健康保険税が減免された。</li> <li>・国民年金保険料が全額免除された。</li> <li>・児童扶養手当を受給している。</li> <li>・生活福祉資金の貸付を受けている。</li> <li>・その他経済的な理由により就学が困難であり、教育委員会が援助を必要と認めた方</li> </ul> |
| 必要書類等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。</li> </ul>  |
| 金額等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新入学用品費(小学校1年・中学校1年のみ。期日までに申請し、原則入学する年の3月末までに認定をされた方のみ)</li> <li>・学用品費・通学用品費</li> <li>・学校給食費(実費)</li> <li>・校外活動費</li> <li>・修学旅行費</li> <li>・医療費</li> <li>・オンライン学習通信費</li> </ul> <p>※ただし、生活保護を受けている方には、生活保護費の中に含まれていない費用を援助します。</p>  |
| 受付時間   | 市役所開庁日 午前9時～午後4時  |
| 提出先    | お子さんの通学している学校 又は<br>市役所5階 教育委員会事務局 庶務課  |
| 担当窓口   | 碧南市教育委員会 庶務課 (市役所5階)<br>電話：0566-95-9917 FAX：0566-41-7281  |

| まなびさぼーと高校生（高等学校等奨学金） |  |
|----------------------|--|
| 概要                   | 能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対し、「給付型奨学金(返済不要)」を支給します。   |
| 対象要件                 | <p>支給対象者及び支給要件 次の6つの項目の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象年度に次のいずれかの学校に在学すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育法第1条に規定する高等学校(専攻科及び別科を除く。)</li> <li>(2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。)</li> <li>(3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)</li> <li>(4) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程(学校教育法施行規則第150条第3号に基づく文部科学省大臣の指定を受けているものに限る。)</li> </ol> </li> <li>2 成績優秀な学生であること。</li> <li>3 経済的な理由により修学困難であること。</li> <li>4 他の奨学金(※)の支給を受けていないこと。<br/>貸与型奨学金、就学支援金、碧南市私立高等学校等授業料補助などは支給を受けていても構いません。</li> <li>5 碧南市に居住していること。<br/>奨学生本人が碧南市に住所を有していること。</li> <li>6 品行方正であること。</li> </ol> |
| 必要書類等                | 詳細は下記担当窓口にお問い合わせください。  |
| 金額等                  | 月額9,000円(年間108,000円)   |
| 受付時間                 | 市役所開庁日 午前9時～午後4時   |
| 担当窓口                 | 碧南市教育委員会 庶務課（市役所5階）<br>電話：0566-95-9917 FAX：0566-41-7281  |

| 愛知県高等学校等奨学金の貸与 |  |
|----------------|--|
| 概要             | 勉学意欲がある高等学校や専修学校高等課程の生徒の修学を支援するため、生徒本人に対して奨学金の貸与を行います。 |
| 提出先            | 在学する中学校  |
| 担当窓口           | 愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ<br>電話：052-954-6785             |

| 私立高等学校及び私立専修学校高等課程生徒の授業料軽減補助金 |   |
|-------------------------------|---|
| 概要                            | 愛知県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程で学ぶ生徒の皆さんの就学を容易にするため、授業料等を負担する保護者の収入に応じて、授業料を補助します。 |
| 手続先                           | 在学する学校  |
| 担当窓口                          | 愛知県 県民文化局 学事振興課 私学振興室 奨学グループ<br>電話：052-954-7477                                       |

| 私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金 |  |
|---------------------------|--|
| 概要                        | 働きながら愛知県内の高等学校の定時制若しくは通信制課程に在学する生徒又は広域通信制の課程に在学し、かつ県内に住所のある生徒に、無利息で修学資金の貸付を行います。 |
| 担当窓口                      | 愛知県 県民文化局 学事振興課 私学振興室 奨学グループ<br>電話：052-954-7477                                  |

| 私立高等学校全日制課程及び私立専修学校高等課程生徒の入学納付金補助金 |  |
|------------------------------------|--|
| 概要                                 | 愛知県内の私立高等学校及び私立専修学校高等課程で学ぶ生徒の皆さんの就学を容易にするため、授業料を負担する保護者の収入に応じて入学納付金の補助を行います。 |
| 手続先                                | 在学する学校   |
| 担当窓口                               | 愛知県 県民文化局 学事振興課 私学振興室 奨学グループ<br>電話：052-954-7477                              |

| 公立高等学校等奨学給付金 |  |
|--------------|--|
| 概要           | 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低所得（非課税・生活保護）世帯を対象に返済不要な給付金を支給します。 |
| 手続先          | 在学する学校   |
| 担当窓口         | 愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ<br>電話：052-954-6785   |

| 私立高等学校等奨学給付金 |  |
|--------------|--|
| 概要           | 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低所得世帯を対象に返済不要な給付金を支給します。 |
| 手続先          | 在学する学校   |
| 担当窓口         | 愛知県 県民文化局 学事振興課 私学振興室 奨学グループ<br>電話：052-954-7477                                |

| 私立幼稚園授業料等軽減補助金 |   |
|----------------|---|
| 概要             | 愛知県内の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に通う園児の授業料等について、一定の要件を満たす方に、その一部を補助します。 |
| 手続先            | 在園する幼稚園等  |
| 担当窓口           | 愛知県 県民文化局 学事振興課 私学振興室 奨学グループ<br>電話：052-954-7477             |